

第 3 回東京都廃棄物審議会
廃棄物部会及び資源循環部会

速 記 録

日 時：平成27年10月21日（水） 9：57～12:04

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室26

○田中部会長 皆さん、おはようございます。これから「廃棄物部会」（第3回）及び「資源循環部会」（第3回）の合同部会を開催いたします。

廃棄物マネジメントというものは廃棄物を適正に処理するという観点で、廃棄物部会、それから、3Rを推進するという資源循環を議論する部会の合同の会議です。安井先生、きょうはよろしくお願いします。

皆さん、よろしくお願いします。

審議に先立ちまして、事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○小林計画課長 計画課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員の皆様、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。本日の出欠状況についてお知らせをさせていただきます。

廃棄物部会の杉山委員、資源循環部会の蟹江委員、斉藤委員、辰巳委員につきましては、本日御都合で御欠席と承っております。

今、御出席の委員数は7名でございますので、両部会委員総数11名の過半数に達しております。定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

また、本日は両部会メンバーに加えまして、当審議会委員でいらっしゃいます高橋委員、米谷委員、鬼沢委員に御出席をいただいているところでございます。資料整理の都合上、オブザーバーとなっておりますけれども、御一緒に御議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。クリップを外していただきます。

次第がございます。

資料1ということで、委員会名簿です。裏面が本日の座席表です。

次が議論をいただく内容と、それぞれの部会ごとのテーマとまいしょうか、1表にまとめたものです。その裏面が「政策の方向性」ということで、これはまた後ほどお話をさせていただきます。

資料2がA3横使いでございます。

資料3が「東京都廃棄物処理計画の改定について（中間のまとめ）骨子案」でございます。

資料4が「持続可能な資源利用に関する提案・意見について」です。

参考資料1でございます。各部会の開催状況等が束になってございます。

最後にクリップどめで資料がございます。（委員のみ配付）の部分でございますけれども、今後の当審議会並びに各部会の開催スケジュールの案です。審議会の部会の発言要旨、いただいた御意見などをまとめてございます。

家庭ごみの有料化の状況など、資料をつけてございます。

最後に、平成27年度版の東京都環境局の事業概要です。これはできたばかりでございますけれども、本日配付をさせていただきました。

資料のほうはよろしいでしょうか。

委員の皆様には、9月14日に開催しました第2回の「資源循環部会」、同月17日の第2回の「廃棄物部会」の議事録もお配りしてございます。

事務局からは以上でございます。

○田中部会長 ありがとうございます。

これまで「廃棄物部会」と「資源循環部会」を2回ずつ開催して、個別のテーマについて議論してまいりましたが、きょうは残されたテーマを中心に議論しつつ、主に「廃棄物処理計画の改定について(中間のまとめ)骨子案」について、資料の説明の後に御議論いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小林計画課長 議題に入ります前に、まず先ほど申し上げました「政策の方向性」という資料をごらんいただきたいと思います。部会で議論していただく内容についてということで、1枚にまとめているものでございます。

こちらは委員のみの配付資料でございますけれども、全体の議事とスケジュールを示してございます。

続いて、裏面の「政策の方向性」をごらんください。こちらは前回の部会でもお示した資料でございますが、田中部会長からお話ございましたように、本日は、この中間のまとめ骨子案の第1章から第3章の部分と、両部会の共通の部分である、この2つ丸が重なった四角の部分でございます。廃棄物の循環利用という部分について、主に御議論をいただければと考えてございます。

続きまして「東京都廃棄物処理計画の改定について(中間のまとめ)骨子案」の御説明に入らせていただきます。

○古澤資源循環推進専門課長 専門課長の古澤でございます。私から骨子案の御説明をさせていただきます。

その前に、お配りしております資料のうち資料4を御参照いただければと思います。都のほうでは今回の廃棄物処理計画の改定に関して、今後の東京都の持続資源利用に向けた取り組み方針を3月に策定したということもございしますので、それに関して皆様からいろいろな意見を募集したいということで、ウェブサイト上で意見を公募いたしました。寄せられた意見について、こちらの資料4で御紹介をしてございます。

項目で分けさせていただいております。資料4の1ページ目に御紹介しておりますとおり、資源ロスの削減に関しては重立った2つの御提案があったと理解しております。

1つ目は持続可能な木材調達のためのデュエリジェンスを進めていくべきだという御提案でございました。

2つ目は資源ロスの削減に関して、レジ袋規制等々の大々的なキャンペーン、あるいは、リユース食器の導入等に関する御提案でございました。

さらに、「廃棄物の循環利用の更なる促進」ということにつきましては、ペットボトルのリサイクルについて、自動回収機による回収方法も選択肢としていくという御提案をいただいています。

「事業系廃棄物のリサイクル」に関して、3点御提案・御意見をいただいております。

1つ目は、明らかに産廃である事業系廃棄物については、リサイクルのルールづくりの前に、まず廃棄物処理法に基づいた指導を徹底すべき等の御意見でございます。

お二方目は、23区の事業系一般廃棄物、紙類ですとか厨芥等についてのルールづくりの拡大という趣旨の御提案でございました。

お三方目は、一番下の事業系廃棄物のリサイクルに関する御提案は、大規模事業所について先進事例をとりまとめて、それを指針としていくということです。あるいは中小事業

所につきましては、ビル間の連携で共同保管場所を確保すべきだという御提案をいただいております。

また、委員の皆様の机には、封筒に入りまして6月30日に都のほうで開催いたしましたシンポジウムの資料をお配りしてございます。そのときに使いました資料ですけれども、そちらはいろいろな分野のNGOの皆様に、都の持続可能な資源利用に関して、これからどう進めていくべきかということで、いろいろな御提案をいただいたシンポジウムを開催いたしましたので、その際の資料を改めてお配りをさせていただきました。

そんな形でいろいろ、今、御意見をいただきながら、中間まとめに向けて当審議会でも御議論を進めていただければと思っております。

参考資料1を御参照いただければと思います。左肩のホチキス留めで、参考資料1ということで、これまで各部会で個別テーマについて御議論をいただいた内容につきまして、重立った資料を改めて再度お配りをさせていただきます。

廃棄物部会のほうでは、ページをめくっていただきまして、右下に通し番号でページが打ってございます。51・52ページでは、廃棄物部会で御議論いただきました建設廃棄物のリサイクルに関して、コンクリート塊、あるいは建設泥土に関する議論をいただいたときの資料をお付けしてございます。

53・54ページは、資源循環部会のほうでエコマテリアル、あるいは持続可能な調達について御議論をいただいたときの資料でございます。持続可能な木材利用から始まって、再生資材の活用、あるいは持続可能な調達に関するルールのような分野についても御議論をいただきました。

その次の55・56ページは、こちらの廃棄物部会で、いわゆる事業系の廃棄物、オフィスビル等々から排出される廃棄物の3R等について御議論をいただいたときの資料をつけさせていただきます。大規模事業所からはこういう観点があると、あるいは中小規模事業所のいろいろな課題についても記載をしてございます。

さらに57・58ページについては、同じく廃棄物部会のほうで、災害廃棄物対策について御議論をいただいたときの資料を再度つけてございます。

59ページ以降につきましては、資源循環部会のほうで資源ロスをめぐる課題についていろいろ御議論をいただいたときの資料をつけてございます。食品ロスを初め、どういう点に課題があってというようなところを、データも交えて御議論いただいたときの資料でございます。

これまでこういった議論をいただいたところを盛り込んだ形で、中間のまとめ(骨子案)という形で、事務局のほうで素案の整理をさせていただきましたので、そちらの御説明をさせていただきます。

初めに、A3横の資料2で、全体の構成について御説明を申し上げたいと思います。左のほうから第1章、第2章、第3章、第4章と、4章立ての整理をしてございます。

第1章では、世界あるいは日本の資源利用の現状、東京が直面している課題、廃棄物処理の現状というところについて記載をしていこうという案にしてございます。

第2章では、2030年に向けての基本的な考え方です。2030に向けて東京都が目指すべき姿、その論点について、第2章で基本的な方向性の考え方を整理したらどうかということです。

第3章では、具体的な目標値として、どのようなものを掲げていくべきかということについて整理をしたらどうかということです。

第4章のほうで、実際には個々の施策について、こういう施策が考えられるのではないかということについて整理をしていただくのがよろしいのではないかと考えてございます。

こういった構成で中間まとめの骨子案を作成してございますので、その本体の資料3の冊子をごらんいただければと存じます。

資料3は、めくっていただきますと目次と合わせて、08ページに「はじめに」ということで、計画策定に向けた考え方ということで整理をしてございます。本計画の位置づけに関してなのですけれども、以下のような性格を持つという整理をしてございます。

1つ目は、廃棄物処理法の規定に基づいて策定する、いわゆる都道府県の廃棄物処理計画であるということです。

同時に2つ目ですが、この廃棄物処理計画は、現在東京都が策定作業を進めております。東京都環境審議会でご議論いただいております。東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画であるとしてございます。

3つ目は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据えて、東京の活力を維持・発展させていくため、3月に策定したものでございますが、東京都の「持続可能な資源利用に向けた取組方針」を具体化して、「持続可能な資源利用」を実現した都市を目指すということで定めるというふうにしてございます。

計画の期間なのですが、2016年度から2020年度までの5年間ではあるのですが、いろいろ御議論がございました。2050年も見据えて、2030年のビジョンを示すという書き方にしております。

おめくりいただきまして、第1章でございます。こちらは本当に簡単にしたいと思います。「1 資源利用を取り巻く現状」では、世界的な資源の制約あるいはそれに伴う環境面の制約について記載をしてございます。

その下の「2 持続可能な資源利用に向けた世界の動向」というところでは、ことしのG7エルマウサミットでの共同宣言、あるいはつい先月ですが、国連で採択されました持続可能な開発目標というところにつきまして記載をしてございます。これにつきましては蟹江先生のほうから、資源循環部会のほうで解説もいただいたというところでございます。

さらに10ページに移っていただきますと「3 東京の資源利用と廃棄物処理の現状」ということで、東京が大消費地であって、日本の本社機能も集中している地域だということ、あるいは東京都内の一般廃棄物あるいは産業廃棄物の3Rの状況について御紹介をしてございます。

11ページ目のほうには「(3)廃棄物の最終処分等の現状」ということで、一般廃棄物、産業廃棄物が大きく減少はしたのですが、下げ止まり傾向にあるという状況について、こちらでは御説明をしてございます。また、建設廃棄物の大量の発生が引き続いているということについても記載をしてございます。

さらにその下の「4 超高齢化・人口減社会の到来」ということにつきましては、今後の人口減あるいは超高齢化、それにかかわる課題について記載をしてございます。

さらに12ページでは「5 首都直下型地震等の災害への備え」ということで、災害廃棄物に関する記載をしてございます。

こういった現状と課題をこのように整理をいたしました。

その上で「第2章 計画の基本的考え方」というところでは「1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿」というところで記載をしてございます。

13ページでは環境基本計画で現在「世界一の環境先進都市・東京」ということで、東京都環境審議会でご議論をいただいております。それを踏まえて2030年を目途に、以下の記載にあるような考え方で取り組みを検討していくべきだということです。また、オリンピック・パラリンピック東京大会を通じて、先進的な取り組みを発信して、また、この大会を通じて社会に定着をさせていくという契機にすべきだと記載をしてございます。

基本的な考え方として2つ、こちらでは掲げてございます。

1つ目は「(1)持続可能な資源利用への転換」です。

2つ目は「(2)良好な都市環境の次世代への継承」です。

1つ目の持続可能な資源利用につきましては、環境負荷の低減、東京が使用しているさまざまな資源・原材料の調達にかかわる環境負荷も含めて、そういったものの提言に向けて、大都市としての責任を果たすという観点の文章で記載をさせていただいております。

具体的には13ページの一番下のところでございますが、幾つかポツがここから書いてございます。製品・サービスの調達に関する環境負荷の低減、それから、14ページにまいりまして、資源の利用に関して循環型への転換、低炭素・生物多様性の保全・資源循環への総合的な取り組みとしてございます。

「(2)良好な都市環境の次世代への継承」ということにつきましては、将来にわたって東京の生活環境を保全して、公衆衛生の向上を図っていくということで、世界一の都市東京にふさわしい循環型社会づくりを通じて、3R、適正処理を徹底させていくということで、埋立処分場をできる限り長期間使用していくということです。

3Rの促進、あるいは廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、処分等ということです。

超高齢化社会にあっても適切な廃棄物処理サービスが提供される。

災害時に迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われるという姿を、最初に記載をしてございます。

合わせまして、審議会でもいろいろな御議論があった「2 最適な循環利用・廃棄物処理システム」という観点につきまして、その下に記載をしてございます。環境負荷と社会的費用を考慮して、最適化された廃棄物の処理のシステムを戦略的に目指していくべきだと書かせていただきました。

その下では、循環型社会形成推進基本法の優先順位について、改めて記載をいたしまして、循環資源の循環的な利用・処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように考えなくてはいけないということで、なお書きのところですが「リユース」「クローズドリサイクル」「オープンループ」のリサイクルという順で考えていく必要があるのだけでも、ただし、素材のリサイクル、再生資源の利用を強化していくときに、エネルギー消費利用がふえるなどのトレードオフもありますので、全体として効率的な循環利用、あるいは廃棄物処理システムを目指していくということにしております。

次のページでは全ての有用な物をマテリアル資源またはエネルギー資源として循環利用していくというところを、改めて掲げさせていただきます。

さらにその下のところですが「3 多様な主体との連携」ということで、東京都でも部

会でも御紹介をさせていただきましたが、先進的な企業の皆さんと、あるいはNGOの皆さんと一緒に、今年度の「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業を実施しているところがございますが、そういった形で多くの企業の皆さんと連携をしていくということを、先進的な取り組みと連携をしていくということを記載してございます。

また、廃棄物処理業、資源再生業、リサイクル業者の皆様といったところとも、引き続きしっかり連携をしていって、静脈ビジネスのさらなる発展を支援していくということを重視する記載をしてございます。

その下のNGOの皆さんあるいは消費者の皆さんとも、引き続きいろいろな連携を強化していくということです。協働と連携にかかわる関係をしっかりとつくっていったって、あるいは消費者教育といった分野についても連携を考えていくということを記載してございます。

さらに16ページに移りますと、区市町村あるいは首都圏の九都県市の活動ということについて記載をしてございます。特に区市町村につきましては、いろいろ御指摘もいただいたところがございます。区市町村の一般廃棄物行政との連携は特に重要ということで記載をしてございます。

オリンピックのこともございまして、海外諸都市との連携、情報共有あるいは政策の実行感ということを、その下で記載をしてございます。

以上が、第2章の基本的な考え方として整理をしたものでございます。

第3章で具体的な計画目標ということで記載をしてございます。こちらは、こういった項目について目標設定を検討したらどうかという形で書かせていただいております。

計画目標1としては、資源ロスに関する目標です。例えば1人当たりの食品ロス量とか、1人当たりのごみ量ということです。

計画目標2が循環利用の向上、あるいはエコマテリアルの利用に関して、再生利用率の率とか、そういった目標がかかわるのかと思っております。

計画目標3につきましては、やはり最終処分量の削減目標というところを計画的に掲げていく必要があるのではないかとということです。

計画目標4につきましては、適正処理というところで、優良な産業廃棄物処理業者さんの育成に関する目標ですとか、不法投棄等の撲滅ということを記載してございます。

計画目標5の災害廃棄物対策に関する目標ということでは、迅速かつ適正な処理体制の構築という記載をしてございます。

「第4章 主要な施策」ということで、ずっと並べさせていただいております。時間の関係もありますので、項目だけざっくり御説明をいたします。

18ページの「資源ロスの削減」というところでは、食品ロスの削減あるいは19ページに移っていただきまして、紙資源の無駄が多いのではないかと御指摘もありましたので、記載をしてございます。

「使い捨て型ライフスタイルの見直し」、さらに「家庭ごみの全面有料化」、このあたりにつきましても、これまでの御議論を踏まえて項目として掲げてございます。

さらに20ページになりますと「2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進」ということで、「(1)建設工事におけるエコマテリアルの普及促進」という形で整理をさせていただいております。具体的な品目といたしましては、21ページの真ん中のところで「①持続可能な木材利用」「②再生砕石・再生骨材の利用促進」「③建設泥土改良土の

利用促進」の問題について記載をしてございます。

さらに22ページの一番上では、中小企業の皆さんを含めた持続可能な調達の普及に向けた取り組みについて記載をしてございます。

22ページでは、さらに「3 廃棄物の3Rの更なる促進（高度化・効率化）」も含めてということでございますが、これは改めて先ほどとかぶるところですけれども、ここでは1つ目の建設廃棄物の3Rの徹底、あるいは建築物の長寿命化という御議論がありましたので、記載をしてございます。

23ページのところでは、これは前回の廃棄物部会でもいろいろ御議論をいただいた「(2) 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり」について記載をしてございます。さらに区市町村のリサイクルをどうやって促進をしていくのかということについても、その下を書いてございます。

さらに個別の品目になりますと、一般廃棄物の最終処分場関係では焼却灰のリサイクルが非常に大きい。あるいはエネルギー利用、熱回収というところについても、その下を書いてございまして、全体をこういった形でリサイクル・廃棄物処理システムの最適化という形で記載をさせていただいております。

事業系廃棄物の収集・運搬コストが増大しないようにと、あるいは再生利用指定制度の活用も含めた合理的な制度設計ということを記載してございます。

さらに25ページに移っていただきますと「廃棄物の適正処理」ということで、こちらは有害廃棄物の適正処理、あるいはさらにページをめくっていただきまして、27ページでは一般廃棄物に関して、例えば海ごみの問題も含めて、一般廃棄物の適正な処理あるいは遺品回収も含めた適切な収集ということについて記載をして、28ページでは産業廃棄物の適正処理に向けた対策について記載をしてございます。

29・30ページでは、健全で信頼される静脈ビジネスの発展をサポートしていくという趣旨で、第三者評価制度の普及促進、あるいはスーパーエコタウン事業の推進、関係企業の皆さんの社員教育とか研修機会の提供、共同技術研究の実施ということについて記載をしてございます。

31ページが一番最後の「6 災害廃棄物対策」ということで、前回御議論いただいた、今後の東京都災害廃棄物処理計画を策定する必要があるということで記載をさせていただきます。

その後ろには、付属資料をつけたという形にしてございます。

以上が中間まとめの骨子案ということで、事務局のほうで議論を整理させていただいたものでございます。

少し長くなりまして、申しわけございません。

○田中部会長 ありがとうございました。

中間のまとめ、骨子案の全体を説明いただきました。非常に短時間で早くということで、ついていけないところもあったかと思いますが、質問があればまたお願いしたいです。

全体の中身ですが、計画の構成と全体像を御理解いただいた上で、その中の第1章から第3章まで順番に議論をして、その後4章に関して、廃棄物の循環利用を中心に議論をしたいと思います。

まず、第1章の現状と課題について御質問あるいは御意見がありましたら、挙手をお願い

いしたいと思います。

○安井部会長 その前に、済みません。こうなってみて、改めて思うことがあります。

今までいろいろ個別の議論をさせていただいて、こうやってまとめが出てきて、やはりそれを見ると、何となく全体を知りたくなるのですけれども、結局、これは廃棄物の処理計画であるということであれば、こういうことなのだろうと思うのですけれども、中に書かれていることというのは、結構いろいろ逸脱した議論をかなり行っているのです。要するに、廃棄物という感じではなくて、廃棄物の発生段階、資源段階から、その前段階あたりからずっとやってきていたり、あるいは場合によっては、オリパラの話なんかだと、調達の話とか、ISO20121の話とか、そんな話になってくるし、あとはやはりこういうものが、今はあれでしたでしょうか。東京都の環境基本計画は2008年バージョンが最新ですか。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。そうです。

○安井部会長 それ以降に、例えば2010年にISO26000というものができて、こういう自治体も社会的責任みたいなものをちゃんと書き込まなければいけないような事態になっているのが、まだ多分、対応できていないのだと思うのだけれども、そういうものを補完するという役割をこれにどのぐらい持たせるべきなのかという、ほかにしばらくできないとなったら、ここに書いておかねばしょうがないではないかという気もするわけですね。そのあたりの全体的な枠組み、どこまではみ出して、本来だったら環境基本計画の中に書くべきことをどこまでこの中ににじませておくかという、そのあたりの、どのぐらいになればよい具合になるかというのが、ちょっとよくわからない。

○田中部会長 難しい御質問だと思いますが、廃棄物の基本計画なるもの、ここでは東京都の廃棄物処理計画の改定ですね。国のレベルでもそういう議論がございますね。資源効率性とかどんどんと、廃棄物の部署ではどうしようもできない部分が議論になっています。

○安井部会長 今までの掘り出しが、もうできないのです。

○田中部会長 そうですね。そういうことで、基本的には廃棄物を適正に処理というのが原点なのだけれども、それを解決するためにはエンド・オブ・パイプアプローチというのではなくて、ライフサイクルアプローチというのが今、そういう意味で、発生源からファイナルディスポーザーまでトータルで管理するとなると、ということで、3Rの促進と廃棄物の適正処理ということです。

3Rに関連する部分は、結構広いセクターがかかわるので、その辺をどこまで逸脱するとか、テリトリーの範囲を含めるかという議論ですね。

○安井部会長 テリトリーではなくて、にじみ出しぐらいだと思います。ボーダーラインを侵略してしまっているのか。

○田中部会長 済みません。最初に6月に当審議会に諮問をさせていただいたときに、諮問の趣旨ということで御説明をさせていただきました。

委員の皆様にも、机上のファイルのほうにつづってございますけれども、こちらでも審議いただきたい事項として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画だけではなくて、持続可能な資源利用のあるべき姿、あるいはそれに向けた施策の方向性についても、併せて御検討いただきたい、御議論いただきたいということで、記載をしてございます。そういった趣旨で、資源循環部会と廃棄物部会で、広い視点で御議論いただいていたかと思っております。

○安井部会長 まとめる方向もそれでよいということですね。

○谷上資源循環推進部長 済みません。法定事項につきましては資料2の下のほうに書いてあるので、これは必ず書かなければいけない契約なので、これは書かないといけない。ただし、今、事務局の古澤から説明があったように、資源利用に関しても、やはり廃棄物だけではなく議論できないところもありまして、今回それをお願いしております。

そういうことで、物の生産の段階からいかにごみを減らしていくかというところを議論した内容について、どういう施策を立てればいいのかといったところも、今回の廃棄物処理計画についてはぜひ書きたいと思っておりますので、その御議論をぜひお願いしたいと思っております。

廃棄物処理計画という名前も、ストレートに言いますと廃棄物の処理・処分、収集から処分までのお話だけになってしまいますので、名前についても的確にあらわしているかどうかも含めて、最終的に我々のほうで考えたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○田中部会長 それでは、質問なり議論、御意見があればお願いしたいと思います。

まず1章までです。

宮脇委員、お願いします。

○宮脇委員 内容についてというか、細かなところなのですが質問させていただきます。私も不勉強なところがあって、ページで言いますと11ページの「(3) 廃棄物の最終処分等の現状」というところで、先ほど御説明がありましたように、埋め立て処分量の話とか、他県へ処分を回しているとかいろいろ言われていたのですがけれども、東北の東日本大震災の後の最終処分量がふえた品目が、まだリサイクルが進んでいないという記述がございましたけれども、これはどういう品目なのかということです。

あと、例えば昨年度とかでもまだ減少しないという状況になるのかということをお教えいただけるとありがたいです。

○古澤資源循環推進専門課長 こちらで記載をしてございますのは、震災の後、原発事故の影響が出たものとして2つのことがございました。

1つは、これは改善は進んできているのですがけれども、水道事業から出る水道スラッジ、浄水場の発生土ですがけれども、放射性物質の含有があって、これまでリサイクルできていたものがなかなか難しくなってしまったということがございます。

電力の関係がもう一つございまして、一般廃棄物の焼却灰につきまして、やはり焼却灰の熔融に非常に電力を使うというところがあって、それを考慮に入れた上で、熔融を停止してきているというところがございます。そういったものが影響が出ている。

これについては、もちろん徐々にリサイクルは進みつつありますけれども、以前の段階には戻っていないというところでございます。

○宮脇委員 ありがとうございます。なるほど。わかりました。

○田中部会長 今の議論の関連で、東北から受け入れた廃棄物を一部処分していますね。あの数字は、ここでは処分量の中に入っているのかどうか。それから、処分リストがといった場合に、発生量というのはどのようにカウントしているのか。

○古澤資源循環推進専門課長 災害廃棄物を東京のほうで受け入れた部分についての、その年次については処分量の計算に入っております。現時点では入っているわけではありま

せんので。

○田中部会長 そうすると、処分率の受け取った量の分母で、処分した量が、トータルの処分量が処分率になるということですか。

○古谷委員 ええ。ただ、現時点では特にその部分は、昨年度についてはその部分はございません。

○安井部会長 先ほど御質問させていただいて大体わかったことで、若干にじみだしは許される。そうすると、資源利用ということを考えていくと、ある意味で資源があって、それをいかに調達するか、それでもって使い終わったら廃棄物と、その辺のライフサイクルを全部見ようという話ぐらいまではいいのかという感じなのですけれども、やはり今の場合だと、結局ここに資源利用をとりまく現状として、資源制約、環境制約は確かにそのとおりなのだけれども「2 持続可能な資源利用に向けた世界の動向」というところは結構重要なので、資源の制約、環境制約をどこに書くのがいいのかわからないけれども、オリパラもそうかもしれないし、東京都もそうかもしれないけれども、要するに、調達行動みたいなものをきちんと書かないとだめだという時代になってきてしまったということぐらいの指摘まではやっておいたほうがいいと思います。

それもやはり基本的にどこを引用するかというと、やはり ISO26000 を引用すべきだろうと思うのですけれども、26000 の下に書かれている 6 つないし 7 つの項目というものに対する、いかに社会的責任を果たしますという宣言が必要で、やはり調達コードの設定が重要だということを、やはり書かれるべきではないかという気がします。

なかなか日本全体が、そういうところが鈍くて、世界に、下手すると先進企業でも 2 周おくれぐらいなので、せめてそこを 1 周おくれぐらいに戻したいという感じがするので、その辺を考えていくと、今、一番大きな問題になりかねないのが森林絡み、紙絡みなので、先ほど何か御意見がどこかにあったようなのだけれども、資料 4 ですかね。フェアウッド、これがそうなのですけれども、デューデリジェンスなんていうわけのわからない言葉が出てきてしまって、いきなりハードルが高いのですけれども、こういうものが結構重要で、これがないといろいろそごを来す可能性があるということなんです。

デューデリというのをやっている企業は、なんとユニクロなんていう企業がやっていて、それで一時期中国の労働環境が悪くて、人権侵害ではないかということと言われたのだけれども、一瞬にしてあの話は消えましたね。それで大事にならなかったのですけれども、彼らはきちんとそういうコードを持ってやっていて、それで一応デューデリをやっていたのだけれども、結局一次のサプライヤーではなくて二次のサプライヤーだったものだから、見逃していました、済みません、で終わってしまったのです。これでもしやっていなかったら、とんでもないことになっていたはずなのですけれども、そのあたりがかなり、東京都もそういうふうにやられる可能性もなきにしもあらずなので、そういうことを考えると、やはり資源調達という、資源からの調達、物品の調達ということの若干特出しをしたほうがいいかなという気がいたします。

○田中部会長 ほかに御意見は。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 まず、全体の通し番号の 9 ページなのですけれども「1 資源利用を取り巻く現状」の資源制約のところですが、これが発表されるのは来年ですね。今、世界的には

すごく資源価格の暴落が起きていまして、それがどのぐらい続くかわからないので、発表時点でどうなるかわからないのですが、相当資源価格が落ちてきていて、取り合いから逆に、皆さんが引き取らないので、今までは資源流通していたものが滞留しているという現象が出てきて、これがまた適正処理にどういう影響を与えるかというのが、非常に懸念される状況にあると思うのです。

御存じのようにその他の資源、プラスチック価格が相当下落しておりまして、今までは分別すれば十分中国にきれいなものとして売れていたものが、中間処理して選別しても売れないということになったときに、これをどうするのかというのが結構大問題なので、そういう資源価格の変動に伴うリスクをどうやって考えるかというのは、簡単ではないですけども、少なくとも来年の改革では何らかの、そういう時代にあるということは触れたほうがいいのではないかと思います。

もう一つ、あとは質問もかねてなのですが、次のページの、通し番号の10ページの「○容器包装と小型家電」なのですが、容リ法の分別回収と小型家電の回収は、これは東京都が行っているというよりも区が行っているのだと思うのです。その辺の主語が全体に、都が行っているのか区が行っているのかということがはっきりしたほうが、読み手にはわかると思いますので、その辺を明確にしていいただければと思います。

その次のページの「○広域処理：都内中間処理量は」と入っているのですが、これはぱっと見て、普通の方がわかるかというと、広域処理とは何なのかと、注があったほうが。

ここで言うのは他県からのということなのですか。他県から受け入れているということなのでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 済みません。本当に解説が必要なところを申しわけございません。

ここで広域処理と言っておりますのは、東京都内から出た産業廃棄物について、これが東京都内で処理されているものは全体の、これだけのパーセントということで、それ以外の部分は東京から他県に出ていっているということです。

○佐藤委員 流出しているということですね。

○古澤資源循環推進専門課長 はい。その部分について記載をしたものでございます。

○佐藤委員 逆に流入量は全然ないのですか。流入量もありますね。

○古澤資源循環推進専門課長 ありますが、これについては、全体の量からすれば少ないというのが実情だと思います。

○佐藤委員 広域連携は、基本的には産業廃棄物ですからしたほうがいいですので、広域連携自体が問題ではないと考えておりまして、東京都の流入もあるし、流出もあるというのは、ある程度、私としては連携をしつつ、適切な連携の在り方というものが大事だと思いますので、余り軸内処理にということを言わないほうが、かえって適正処理にはなるのではないかと思いますので、ここはそういう感じがいたしました。

その次の（３）でも、他県への依存というものは、他県への依存が悪いということではないと思うのですが、やはり適切な連携、情報提供、全体としての責任ということが必要なのではないかと思います。

不法投棄については、これは何か現状について、資料が別途出ているのですか。都民と

しては、不法投棄の状況はどうかということに関心がある情報だと思いますので。

○古澤資源循環推進専門課長 こちらの本編の後ろ、最後のほうの36ページの、一番最後の紙になるのですが、36ページのほうに不法投棄件数と量、こちらの不法投棄量とかスクラムと書いてございますものが、東京も含めて東日本の自治体と一緒にやっております産廃スクラムのエリア内という件数になってございます。関東甲信越、静岡、福島のエリアの不法投棄量と件数を記載してございます。

○佐藤委員 図5は東京都に限らないわけですね。

○古澤資源循環推進専門課長 そうです。東京から出ている可能性がある、多いだろうと想定されるエリア内での不法投棄量ということで書いてございます。

○佐藤委員 なるほど。その辺が少しわかりにくいと思いますので、東京都でまだ不法投棄がすごくあるのかとか、あるいは現状が市民にわかるような形で対応していただければと思います。

以上です。

○田中部会長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

江尻委員、お願いします。

○江尻委員 11ページの「(3) 廃棄物の最終処分場等の現状」の最初の○のところなのですが、23区が海面に埋め立てている。多摩地域は二ツ塚処分場を使っている。ここまでは、言葉の整理は必要だと思うのですが、いいのですけれども、東京都にはもう一つ、島の部分というのがありますね。私は多摩地域に住んでおりますもので、ようやく東京都が多摩のほうにも目を向けてくれるようになったなど、多摩の多くの者はいまだにそのような話をしているのですが、もう一つ、島もあるということで、ここは島のことについても触れていただきたいと思います。と思っています。

それから、これはどこにどう入れていけばいいのかと思うのですけれども、やはりいまだに資源物の持ち去りが全然なくなっていない。したがって、市民が出した資源物が安心してリサイクルされているのかどうかということが、いまだに市民は不安がっているということです。

これは確かに、一廃とのかかわりもあると思いますので、区市町村の問題とも言えるのかもしれないのですけれども、抜き取りをする業者さんは区も市も境も、また、県も都もなく、あちこちを回っているということを考えますと、やはりどこかに安定した資源のリサイクル、特に古紙のリサイクルが安定して回って行って、市民がそれに協力をするができるような仕組みをつくっていくといいますか、仕組みを当てさせていくということが、どこかに一つの骨子として出てくればいいのかと思っていますので、御検討いただければと思っています。

以上です。

○田中部会長 ありがとうございました。

ほかにはございますか。

そろそろ2章に移りたいと思います。1章で気になったところは、平成と西暦とが混在しているので、同じような書きぶりで、一応西暦が中心ですね。西暦にして、必要に応じて「(平成)」と。

それから、言葉の統一が、再生利用率あるいは再利用率とか、再利用が多いですね。国では再生利用とか使っていて、後半になると違う言葉を使っているのも、これも言葉の統一が、初めから終わりまでに関してあったほうがいいですね。

それでは、2章に移りたいと思います。「計画の基本的考え方」をお願いしたいと思います。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 第2章の「1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿」ということで「(1) 持続可能な資源利用への転換」「(2) 良好な都市環境の次世代への継承」と整理されているのですが、先ほどの第1章との関連でいくと「(1) 持続可能な資源利用への転換」のところに、後の資源ロスとも関連するのですが、資源効率を高めていくといった文言が、黒ボツの項目の中に入っていたほうがいいのではないかと思います。2つ目がそれに関連する内容なのですが。

(2) のところで、次世代への継承の中の2つ目のボツが「3Rが促進されていること」ということになっているのですが、どちらかというと、この内容は(1)のほうで、資源効率を高める手段としての3Rがあるという位置づけになるかと思いますので、(1)の中に入っていたほうが、整理論なのですが、いいのではないかと思います。

「2 最適な循環利用・廃棄物処理システム」というところが、2として特出しされているのですが、1との関係でいくと、ここに書かれている内容は主に(1)に関連する内容になっているように読めるのですが、廃棄物処理計画として詳細化されているという面もあるかもしれないのですが、1の(1)との関係が余り明確ではないというか、特出しをする必要があるのかというところは気になりました。

廃棄物処理計画ということでここに書かれるのであれば、(2)の内容も含めて書くのか、やや繰り返しになっている感じがしました。

以上です。

○田中部会長 松野委員、お願いします。

○松野委員 14ページのところで「ライフサイクル全体の考慮」という言葉が出てきて、これが大変ありがたいという話です。

14ページの最後の3行の「ライフサイクル全体でのインパクト等を考慮しながら、より効率的な循環利用・廃棄物処理システムを目指していく必要がある」。これも誰もが否定しない、まさにこれは真実といいますか、これを目指さなければいけないという話になります。

それを考えた場合に、この3章に出てくるのですが、一つは再生材の利用というものが強調されて、もう一個はストック社会への移行、建物の長寿命化です。長寿命化すれば、そもそもごみが出てこないということを考えていかなければいけない。それが真実だと思います。

そうすると、13ページの下2行です。「サプライ・チェーンにおける負の影響を回避または低減」というのは、資源から物がつくられるまで、いわゆるクオリティゲートまでの話だけになってくるので、ここはどちらかというとライフサイクル全体とか、言葉を少し変えられたほうが、よりいいのではないかと感じました。

コメントです。

○田中部会長 「サプライ・チェーン」という言葉ではなくて、ライフサイクルのトータルのものである。

○松野委員 ライフサイクルなり、バリュー・チェーンなんかはもっと広い話になってくるので。

○田中部会長 静脈だけではなくて。

ほかはいかがでしょうか

○安井部会長 そんな書き方が可能かどうかはわかりませんが、14ページのところに、良好な都市環境の一番下の災害廃棄物処理なのですから、廃棄物というのはほかのところが資源で、要するに、出ないようにするという考え方がもし重要であるのなら、やはり災害が、例えば大地震があったときに、家屋の倒壊が起きないように予防するということは非常に重要なことで、例えば墨田区さんなんかは多分やっているはずなのです。我が目黒区はやっているとは思えないのだけれども、要するに、本当に倒壊しそうな建物というものは、あらかじめ何となく、特にもう住んでいない家屋なんかは何とか処理するとか、やはりこれもライフサイクルで考えないとだめなのではないかという気がいたします。

○田中部会長 米谷委員、お願いします。

○米谷委員 今回、建設廃棄物についてかなり書き込んでいただいてありがとうございます。

その中で、15ページの「3 多様な主体との連携」の「(1) 事業者」の部分なのですから、恐らくこの事業者という言葉が出てきた場合、一般的には排出事業者ということ念頭に置くかと思います。

ただし、建設廃棄物ということに関して考えた場合に、後段で力を入れているエコマテリアルの利用といったことに関しましても、施工業者だけではどうにもならず、発注者の意向というものが非常に大きく効いてくるというところがございますので、できればこの事業者という概念の中で、建設廃棄物においては発注者を含むというようなことで書き込んでいただければと思います。

それと合わせて、できればエコマテリアルの利用促進といった言葉も一緒に盛り込んでいただけるといいかというのが1点でございます。

もう一点、非常に細かいことで恐縮なのですが、14ページの「(2) 良好な都市環境の次世代への継承」の中で、ポツの下から2番目で「●超高齢化社会にあっても適切な廃棄物処理サービスが提供されていること」という文言が何を意味しているのかが、私にはよくわからないのですが、以前たしか廃棄物審議会の中でも、高齢化社会というキーワードは必要ではないですかという御指摘がどなたかからあったということは記憶しているのですが、この一文を読んで、超高齢化社会だと適切な廃棄物処理サービスが提供されないというのは一体どういうことなのだろうと。労働力不足ということなのか、ここを教えていただければと思います。

○田中部会長 事務局、お願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 今の点、よろしゅうございますか。

いろいろ超高齢化社会をめぐるのは、廃棄物の出方が変わってくる、あるいは遺品整理をめぐるいろいろな問題も現在出てきているという状況かと認識をさせていただきます。

また、高齢世帯がふえてくるとごみの分別とか出し方が、住民の方に大変負担も大きくなっているというような御指摘も多方面から出ていると聞こえています。

それから、今、御指摘があった労働力不足というところも、もう一つ大事な観点かと思ひまして、その辺がいきなり説明不足の文言になっておりますので、その辺も十分精査を
してまいりたいと思います。

○田中部会長 ステーション収集のような場合に、ステーションまで持ち出せないようになるとか、そういうことですね。ステーション収集から各戸収集に、家庭ごとに分けて、きめ細かなサービスを提供しないといけない。

鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 同じく14ページの「(2) 良好な都市環境の次世代への継承」のところに、廃棄物ではありますけれども、やはり省エネルギーとか、エネルギーの有効利用みたいなものがあつたほうがいいのではないかと思います。

○田中部会長 もう一度、どこの箇所ですか。

○鬼沢委員 14ページの「(2) 良好な都市環境の次世代への継承」というところに、やはり廃棄物の処理ではありますけれども、省エネルギーとか有効なエネルギーの循環とかという言葉があつたほうがいいのではないかと思います。

○田中部会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 通し番号の14ページのところで、先ほど超高齢化社会という話がございましたけれども、東京の場合には、これから外国人の問題もあると思いますので、ダイバーシティというのですか。多様な人が集まるといふ都市としての廃棄物処理のあり方を加えていただくと、最近のトピックかと思います。

その後の14ページの下のほうに「クローズドリサイクル」「オープンループ」という言葉があるのですけれども、これは普通の人にとっては東京都の定義がわかりにくいので、括弧書きか何か考え方をまとめていただければいいと思います。

最後に、通し番号の16ページの海外都市との連携なのですが「海外都市が抱える課題の解決に協力」となっていて、何かすごく上から目線だという気がするのですけれども、実は、先進都市では多様な取り組みが行われていますので、私もことはカナダとアメリカに行ってきたのですけれども、かなり施策を動かして、いろいろな試みをやっていると思うのです。ですから、やはり海外から学ぶということも必要だと思いますので、そういう意味で連携をするというのは必要ではないかと思ひます。

以上です。

○田中部会長 江尻委員、お願いします。

○江尻委員 済みません。15ページの3の「(3) NGO・消費者」というところなのですが、市や区で計画の見直しやつくり直しをしているところがあるのですが、やはりそこで悩むのが学校との連携なのです。(3)の最後に「消費者教育、環境教育、学校教育」というふうに、学校教育を入れていただけると、市とか区が今後計画をつくっていくのに少し後押ししてあげられるかと思うのですが、これは東京都でも難しいのでしょうか。

○田中部会長 大事な点ですね。

○小林計画課長 現在の取り組みの御紹介にとどまってしまうかもしれませんが、食品ロスの絡みで食育の会議、全庁横断の会議に私どもは出ております。メーンは食品ロ

スなのですけれども、その中で教育長さんも入る中で、資源循環を含めて都立だけではなくて区市町村にもそういう大切さを伝えてくださいということは今、言っております。

直接の区市町村の学校に対してチャンネルがないものですから、今、そういう形で最大限働きかけをしているという状況でございます。

○江尻委員　ですから、東京都の計画の中に学校教育という言葉の、学校という言葉が1つ入るだけで、市区町村は勢いがつきますので、ぜひ入れていただければと思っております。

よろしくお願いします。

○田中部会長　それでは「第3章 計画目標の設定」ということでお願いしたいと思えます。

まだ世の中は右肩上がりがいいと信じて、リサイクル率は高いほうがいいということで目標を設定する例が多いのですけれども、先ほどありましたエネルギー利用も物質としての利用も、どちらも大事だということになりますと、物質利用だけのリサイクル率をすると、エネルギー利用が低くなるということです。両方考えると、ベストミックスの考えで目標というものを、数値として、インディケータとして出せるかどうかです。ですから、マテリアルリカバリーの資源循環率を、20%を30%にしましょうとか言って、往々に国でもそういう数字を出していますが、とくに先ほどの話では、環境負荷とエネルギー利用とか、あるいは経済のコストとか、そういうものを考えて、ベストな物差しというものが必要だと思うのです。

その辺を前のところに書いておいて、明らかに数字が高いほうがいいというのは、もう少し頑張ろうという意味で数値目標を得るということは意味があると思いますけれども、それが少し、12ページの目標指標、インディケータというものがいろいろなところで議論されているのですけれども、廃棄物の適正な処理におけるインディケータと、資源利用のインディケータで、資源を大切にすることです。資源を大切にすることとが、場合によっては環境負荷をもたらす場合もあるということです。

この辺でどこか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　私は目標をつくるということはいいと思うのですけれども、数値の計算の仕方が非常に難しいような部分があって、例えば食品ロスと言ったときに、これは家庭の中での食品ロスを考えているのか、飲食店全体を考えているのか、飲食店の把握・補足の範囲とか、デパ地下みたいな惣菜屋さんとか、どこまで1人当たりのロス量を把握することが可能かとか、何となく計算の仕方によって物すごく数字が違わないかという気がします。

それから、都民1人当たりのごみ量も、市町村の回収に出しているという量だと比較的わかると思うのですけれども、例えば古紙回収とかそういうものを入れると、また数字がかなり変わるかもしれませんので、そういう意味では、これだけ見ると目標値があるといいと思うのですけれども、市民にわかりやすいような計算方法というか、それから、実感と合っているか。

実感と合っているかということを考えるときに、市民的な感覚で目標値を達成しようと思うのか、あるいは、事業者的な感覚でこの目標値を都が指導していくかということも、

すごく数字のぶれがあるし、受け止め方の感覚が違うと思います。結構難しい主張だと思いました。

それから、例えば優良な産廃業者の育成に関する目標は、これは目標があったほうがいいと思うのですけれども、これは何人というふうにするのも、何パーセントというのも何かあれだし、目標値として実感のある、数ではなくてもっと定性的なものにするとか、そういうようなところで、定性的な目標、定量的な目標、そして、定量的な目標にしたときに、定量値の計算の仕方の合理性というのですか。ここがそれぞれ、これだけを見るとイメージがわからないという印象です。

○田中部会長 使うときには、それぞれ定義がいるのでしょうか。再生利用率とかという言葉も、何を分母にして、何を分子にするのか。だんだん数字が大きいくほどういいということになると、集団慣習のものも推定して入れるとかやって大きな数字を見せようとするけれども、途中から定義が変わっているんで数字が大きくなるということです。

ほかにどうでしょう。最終処分場の削減の目標は、また最終処分率とかいうものが一般に使われていますけれども、東京都はもうかなり達成しているような感じがしますね。これよりもっと小さくするというのが現実的なのかどうかです。必要性みたいなものもありますね。

鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 目標2のところの持続可能な調達の普及ということが非常に大切だと思うのですけれども、ここをどんな目標にするかということが非常に難しいのではないかと思います。調達する側から見てわかりやすい目標という書き方にしないと、なかなか達成が難しいのではないかと思います。

それから、計画目標4に優良な事業者の育成とあるのですが、それは言葉が違うだけだと思うのですが、優良というよりもむしろ全体の底上げみたいなものも大切なのではないかと思います。

○田中部会長 このところは、あれですか。優良産廃処理業者の認定された業者の数というようなものが、一つはイメージしやすいですけれども、あるいはそういう優良産廃処理業者によって処理された廃棄物の量、都全体に対する割合とか、そういうことも一つの指標にはなりますね。

こういうものを検討して、いい物差しを見つけて示していきましょうということを、ここに書いておくだけです。

ほかに御意見はございますか。

宮脇委員、お願いします。

○宮脇委員 先ほど出ていた産廃関係です。不法投棄と不適正処理の撲滅も、前段の部署でほかの委員からも御指摘があったと思うのですが、範囲をどのようなところで取るかによって大きく変わってくるということで、例えば九都県市の中での話にするのか、先ほど言われたスクラムという、もう少し幅が広がってくるところまでの話なのかということによっても大分、これは多分都内だけの不法投棄とか不適正処理の話ではないと思うので、この辺りも範囲をどこまでに考えるかということも、広ければ広いほどういいというわけでもないような気がしますので、少し状況等を確認して検討していただいたらいいと思っています。

よろしくお願いします。

○田中部会長 指標を出したときにそういう定義をしておくのですね。都内で発生した廃棄物の不法投棄等不適正処理率とかです。

米谷委員、お願いします。

○米谷委員 済みません。また基本的なところで確認させていただきたいのですけれども、この処理計画の中では、このような書き方が最終形ということで、決して実際の目標値をこの中に書き込むわけではないという理解でよろしいのですか。

○古澤資源循環推進専門課長 本審議会で議論をいただいて、答申という形でいただいた上で、私ども都のほうでその答申を踏まえてという形で、処理計画を策定するということになります。

計画目標の第3章について、どのレベルまで答申のほうで御意見をいただくか。もちろん、具体的に数字を幾つにするということが、もしかすると審議会の御意見を踏まえて、都のほうで数字としては、具体的な数字をはじくべきなのかもしれませんが、どういう考え方で目標をまとめるのだみたいなことについて中心に御議論をいただければと思っております。

ただ、この辺は委員の皆様の御意見で、どういう答申のまとめ方をするかについて御議論いただければと思います。

○米谷委員 そうすると、今回示していただいているものは例として書かれていますけれども、これは例というままでもいいし、例ではなく、もうこれでやりなさいみたいな書き方でも、どちらでもいいということなのでしょう。

○田中部会長 ここでの議論を参考にして、具体的な計画をつくるということです。そのときに、雰囲気としては数字を出さないといけないというものがあるかもしれないですが、それは無理ではないのかという意見を重要視すれば数字を出せないですね。

部長、お願いします。

○谷上資源循環推進部長 済みません。これまでの例からいきますと、大体答申の中でも最終処分量はこれぐらいに、例えば2020年、2030年にはこれぐらいにしたいのではないかとこの形では出してもらっていますので、具体的な数字で出して、次回までに数字が用意できるものについてはしたいと思っておりますので、その場で議論していただきたいと思いますが、ただ、ここに書いてある全てが全て数値化できるわけではないので、ある程度は定性的な、例えば優良な産業廃棄物処理業者については、育成に努めるみたいな文章にとどめることになるかもしれませんけれども、それはそれで御意見としていただければ、我々として最終的な計画には反映させたいと思っております。

○米谷委員 わかりました。

それに関連してなので、4章について同じような類の質問をしたかったので、よろしいでしょうか。

○田中部会長 それでは、4章に移りましょうか。

どうぞ。

○米谷委員 済みません。例えば18ページ、それ以降全部同じですけれども「基本認識」があって、その後に「検討の方向性・取組方策」と四角書きで書かれているわけですが、ここの部分も、今からこれを書き込んでいくのかどうなのかというのが、これを見

ただけではよくわからなかったので、教えていただければと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 この部分につきましては、まさにきょうの御議論も踏まえた形で、またさらに整理をして、次回の合同部会に案という形で御用意させていただきたいと思います。

済みません。説明が不足しておりまして、失礼いたしました。

○米谷委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○田中部会長 今の話は「検討の方向性・取組方策」というところを具体的に書くということですか。

○古澤資源循環推進専門課長 そうです。例えば18ページのところで申しますと、食品ロスの削減の「基本認識」ということで、四角に囲んだ文章を記載してございます。

その下に「検討の方向性・取組方策」ということで、こちらでこういった食品の現状を見て、どういう施策内容を考えていくべきかみたいなところについて、いろいろ御議論を踏まえて案を用意したいと思っております。

○田中部会長 既に今まで議論したものもあるので、それらを取りまとめているということですね。

それでは、4章のほうで具体的に質問なりをお願いします。

橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 3章に関連する部分から先に。

先ほどの持続可能な調達の普及なのですが、後のエコマテリアルの利用とも関連すると思うのですが、ここでの持続可能な調達というものと、これまでのグリーン購入というかグリーン調達みたいなものとの関係について、グリーン購入・調達も含めての持続可能な調達と理解しておいていいのかどうかというところです。

それは使い分けたほうがいいのかもわからないのですけれども。

○安井部会長 今はどちらかというと、使い分けないのが主流なのです。

昔だとグリーン調達ということだったのだけれども、やはりISO26000を基本とすると、あの中には環境と入っているではないですか。ですから、環境に決まっているけれども、人権というものも入っています。

ですから、まさにそういう項目が本当に広がってしまったものだから、こういう表現になってしまったと思うので、別に使い分けると結構面倒なことになるので、これはこのまま定義をして、例えばISO26000準拠みたいな話にしておけばいいのかという気がします。

ただ、それはそれで説明終了なのですけれども、やはりこの目標の設定は結構難しくて、都が自己努力でやれるものは書くに決まっているのだけれども、はっきり言って都民次第だと、そんなことは広報をどこまで頑張るかと書くしかないですね。

それ以外に多分、今みたいな調達コードだけれども、調達コードは各企業がやることが望ましいと書いてしまうのか書かないのか、その辺も考えどころです。ですから、多分、目標に幾つかの特性があるのではないですか。自己努力でできるものから都民次第、まさに広報ぐらいしかできないものとか、あるいは区にも広報をやれと言って、強制力のある程度発揮できるから必ずしもそうではないのかもしれないけれども、いろいろなものがあるので、それは少し整理しないと、我々としては本当に議論がしにくいという感じがします。

○田中部会長 橋本さん、今の意見に対して。

○橋本委員 指標にするときに、どういうことがあり得るかと考えていたのですけれども、やるとしたらこういう調達方針を持っているか持っていないか、そういう話になってくると思うのです。

○安井部会長 そんな感じだと思うのです。調達コードを持っている企業の数とか、そんなことなのだと思います。

○橋本委員 そのときに、グリーン調達の方針は持っているけれども、持続可能な調達の方針は持っていないということがありうることです。

グリーン調達のほうは、この次のエコマテリアルの利用という観点でいくと、エコマテリアルの利用にはなっているので、グリーン調達を含む概念でもいいのかということをおっしゃっていたということなのです。

○田中部会長 遅くなりました。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 先ほどの第3章のほうに戻りますが、これは中身全体としては随分、各部会で相当な議論をなさってきたというイメージは、私自身は感じておりますが、先ほどの計画目標2のところですが、再生利用量と率、これは再生資材の利用を促進するためには、発注者や元請業者に現場で発生する産業廃棄物の発生量、現場内で利用した量、現場間での利用した量、及び利用の用途や利用した物の性状、そして購入した再生資材の種類、数量、性状、利用実績などの情報を交渉してもらったほうが有効かと思っております。

もう一つは、適正処理に関する目標なのですが、私ども実際現場で仕事をやっている業者としては、適正処理の推進の方策として、優良処理業者の育成が大変有効だと、ここにも書いてありますが、私どももそう思っております。ですから、東京都の第三者評価制度や、国の優良認定制度については、処理業者や排出事業者にとって、明確なメリットがあるものにしていただければ、制度の定着や効果の発揮が考えられるのではないかと思います。

なお、優良業者認定制度の整理は、排出事業者の動向いかににかかっております。排出事業者が優良処理業者を選択するメリットをどういう形でつくっていくべきか考えていただければ、大変ありがたいと思っております。

災害廃棄物に関しては、私どもは協会としても東京都と協定を結んでおりますが、ぜひ23区と各市町村の代表と、今から協定を結んでいただければありがたいかと思います。私もこれは、東日本大震災を経験させていただいて、学習をしてきた中でそういうところを感じておりますので、ぜひそういうこともお願いしておきたいと思っております。

あとは災害廃棄物のところですが、災害廃棄物は一般廃棄物とよく言われて、そのとおりなのですが、ぜひ産廃処理施設で、大規模な災害に備えた施設の強靱化を考えていただければいいかと思います。

現場でやっている者として具体的に少し話しましたが、盛んに議論をなさってきたと思うのですが、ぜひその辺のところもよろしくお願いしておきたいと思っております。

○田中部会長 ありがとうございます。

有効利用することにおいては、排出事業者自身が結構有効利用しているので、出てきた廃棄物として受け取った後のリサイクル量だけに目を向けていたのでは、正しい状態が把握できないと思います。そうだと思うのです。

もう一つは、優良事業者の認定をとったときのメリットの一つに、環境配慮契約法がありますね。環境配慮契約法に基づいて、優良事業者を選ばれるようになっている実態がだんだんと公表されるようになってきたので、それもメリットの一つだと思います。

引き続いて高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今、先生がおっしゃるように、環境配慮契約法においても、廃棄物処理委託契約の対象とされておりますが、国だけではなく、地方自治体に対しても義務づけすべきではないかと思っています。

東京都においても、都や外郭団体のみならず、区市町村を含めた業務発注に際して、優良認定を受けた処理業者が優先的に採用される方策を講じていただければと思っています。

あとは先ほどの資源ロスの件なのですが、RPFを挙げてみたいと思うのですが、繊維工場が多いところは廃プラと繊維を合わせてRPFにしているということです。

農業では廃プラと稲わらを使ってやっているということです。そういうことを地域性を生かして考えるなら、東京は何が持続可能な資源になるかということです。東京の場合は、やはり一番多いのは、先ほども出ていましたが、日本の企業の本社オフィスが5割ある。いわゆる紙が非常に多いわけです。

廃プラと紙をやったRPFをぜひ、もっと東京都のほうからアピールというのかPRというのか、進めていただければと思っています。

ただ、紙の場合は、事業系一般廃棄物とよく言われるのですが、もう一方の考え方ではもっぱら物という考え方もありますので、その辺のところも考えた中で、やはり東京に合った資源利用ということで、紙とプラスチックを使ったRPFを試みていただければいいのではないかと思います。

文章的には私は余りわからないのだけれども、一つの考え方としてそう思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○田中部会長 関連してですか。

○安井部会長 環境配慮契約法云々の話なのですが、やはりこれも撲滅等とか書いてあるのだけれども、育成に関する目標というところも、これは確かにそうなのだけれども、こういうところで各企業なり自治体なりが、自分の廃棄物処理のコードを、自分でコードを持っているかどうか、そういうものを決めているかどうかということが結構重要なのではないかと思います。

自分たちの廃棄物については、こういうふう処理をするのだという宣言をしているかどうかです。そういうことで、それが結局、先ほども申し上げたようなISO26000的な対応なのです。

○田中部会長 松野委員、お願いします。

○松野委員 先ほど2章のときにも申し上げましたが、ライフサイクルでベストな解を見つけていこうという真実があるとして、21ページと22ページでちょうど対比されているのですが、一つの施策としてこの再生材及び木材の利用を活発化していこうということで、22ページのほうで長寿命化、長く使ってストックを大切にしようということは、必ずしもベクトルが同じではない可能性もあるのですが、当面はこの2つでやっていかざるを得ないということで並んでいると認識しております。

もう一回、この22ページの「ストック型社会」への移行で、長く使おうと、これは技術

的に建物の長寿命化に、技術的なものもそうですけれども、やはりこれは意識的に、ストックの物を長く使おうという意識改革みたいなものもあっていいのではないかと思います。

以上です。

○田中部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて4章の中身の施策についてのコメント・御質問をお願いしたいと思います。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 先ほどの第3章の、計画1の資源ロス目標の設定の仕方とも関連するのですけれども、1つ目の資源ロスの削減のところでどこまで含めるか、事業系一廃の話なんかも入っていたほうがよいのではないかと思います。ここも削減していくということです。

あとはもう整理論の話なのですけれども、19ページの紙資源ロスの1つ目の項目は、できるだけ紙をリサイクルのループに乗せていくという話になるかと思いますので「3 廃棄物の3Rの更なる促進」の中に入ってくるような内容になるかと思います。

22ページの3の、先ほど松野委員からお話があった、ストックを長く使っていくような話というのは、逆にこの資源ロスの削減の中の議論なのかと思います。

現状の「3 廃棄物の3Rの更なる促進」のところは、「リサイクルのさらなる促進」ということで、リサイクルに集中して、あと、ほかは全部リサイクルの話なので、リサイクルの話として整理をされたほうがいいのではないかと思います。

あと、リユースの話は余り議論してこなかったような気がするのですけれども、難しいのですけれども、一番上の資源ロスの削減の中に少しリユースの話も盛り込めるなら盛り込んだらいいのではないかと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 先生、1点だけ。

○田中部会長 古澤課長、お願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 今の橋本先生から御指摘があった中で、19ページの紙資源のところなのですけれども、これは済みません。私どものほうの書き方が余り適切ではなかったのだと思いますけれども、部会の中で御議論があったのが、チラシとかその辺をそもそも減らしていくべきではないかという御議論も踏まえて、そういう観点から少し整理をしてみたのですが、表現が非常にうまく書けていないところがございまして申しわけございません。

○橋本委員 2つあると思ってしまして、その観点と、あともう一つは今、廃棄物に混入している紙の中からリサイクルをふやしていくという、両方に書かれるような方向がよいかと思っています。

○田中部会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 通し番号の20ページのエコマテリアルの利用なのですけれども、建設廃棄物のことはかなり書かれていて、私はこれは、それぞれ本当だと思うのですが、若干建設廃棄物に偏ったかという気がしまして、市民の目線から見るともう少し、市民に近い話もあったほうがいいと思ったのですが、では、具体例は何だろうと今、はたと困って、今さら古紙というのもうあれですし、再生プラスチックの利用を市民が考えるかということ、なかなか具体例が、1つでも何か建設関係でないものを挙げたほうがいいと思ったのですが、

思いつかないです。

一つ思ったのは、東京都は本社機能がある会社が多いので、本社機能全般に、環境配慮設計の中で再生資源を取り入れるということを、会社の方針として、先ほどもありましたけれども、東京都は工場がないので、製造業という意味では工場がないわけですがけれども、設計機能はかなり持っていると思います。

そういう意味では、会社の調達方針として、エコマテリアルを環境配慮設計に入れるということを、調達方針としての取り組みでは入れられるのではないかと思います。

あと、市民が何かできるかということが、私も思いつかないので、もし何かあったら、ひょっとするとかなりやってもらおうと思います。

○田中部会長 鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 今、佐藤先生のお話と関連する部分なのですが、どこに入れるのがいいのかとずっと思っていたのですが、通し番号19の一番上にあります紙資源のロスと、今の20ページの、市民が何かできるかという部分と、22の廃棄物の3Rのさらなる促進と、みんな関係してくると思いますが、私の年代では紙を資源として出すのが当たり前なのですけれども、紙が資源だと思っていない若い人も意外とかなりいるということが最近わかりました。

実は3年間、紙のプロジェクトをNP0でやったときに、いろいろな調査をしたときに、若い人は意外と紙を資源とすることを気にしていないということがわかりまして、やはりここにも書いてあるように、可燃ごみの中にかなりの量の紙類が入っていて、それは今、市町村が調査している組成調査を見ても、どこにも必ず出てくるのが、3割以上の紙類が入っているという結果が出てきています。

実は、古紙の関係する業界というのは、昔からなので、考え方が古いのか情報の伝達が古いのか、少しその辺がわからないのですが、新しい技術に対する考え方が、何か進んでいない気がするのです。

今では、新しい技術で、今まで禁忌品といわれたものもちゃんと再生利用できるという技術があるにもかかわらず、そういった情報が市民・消費者に伝わってなくて、可燃ごみの中に紙類を捨てているという現実がありますので、それをもっと資源化をしていくところでは、この20ページの、市民ができるエコマテリアルの利用の部分には入れられるのではないかと思います。

○田中部会長 この辺も高橋委員からも、先ほど東京の廃棄物は何が一番特徴のある資源かという、紙だということでしたが、実際リサイクルがどれぐらいになっているかというデータは、ここに今は出ていないのですね。

かなりリサイクルされているようにも思いますが、いかがですか。

○古澤資源循環推進専門課長 前回、少し事業系の廃棄物を廃棄物部会で御議論いただいたときに、若干私どもで入手可能な範囲でデータもお示ししたのですが、なかなか総量としてこれだけリサイクルに回っているというデータを、都内で何トン回収されているかというデータは持ち合わせていないのですが、大規模な事業所で、紙がどのぐらいリサイクルされているか。

大規模な事業所はかなり、そういう意味では分別されて回収されているのだけれども、中小の事業所ではそのあたりがまだまだ分けられていないというのが現状であったと認識をさせていただきます。

○田中部会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 個人的な経験に基づくことです。

私も新聞紙をとっていたときには、必ず古紙回収に全部出すのです。ところが、新聞をネットにかえた瞬間に古紙回収に出さなくなったので、紙を全部可燃ごみに出すのです。ですから、そういう行動パターンはあると思うのです。

紙がたくさん出ると古紙回収に出すのですけれども、毎日数枚しか出さないと古紙回収に出さないのです。ですから、若い人にはそういうことが出てきて、紙は毎日少しずつ出るの、少しずつごみに出すという感じがあるのではないかという気がするのです。

○田中部会長 私のほうからも。26ページです。これは間違いではないかと思うのですけれども、上から4行目に「水銀体温計や体温計」という言葉がありますけれども、これは「水銀体温計や血圧計」の間違いですね。

○古澤資源循環推進専門課長 間違いです。済みません。失礼いたしました。

○田中部会長 そうすることで、有害廃棄物の着目点は水銀とPCBとアスベストということで、3つに焦点を当てて書かれております。

あとはいかがでしょうか。

宮脇委員、お願いします。

○宮脇委員 29ページの前後のところですよ。28ページから29ページにかけて、産業廃棄物対策のところ、今まで議論にあったようなことが全て網羅されたように書かれているということなので、言葉・用語の話で29ページの「検討の方向性・取組方針」の中の、ゼロトレランスというキーワードの使い方について気になっています。

私がまたこれも不勉強で、もっと広い意味があって使われているのかもしれないのですが、もともとエコ関係の方法で使われているゼロトレランスですと、ちょっとした悪いことをした小学生は、こんな罰を受けますよ、ひどくなってくるとこうだということで、それぞれ小さな問題点についても厳格に処置するという方向をとるという教育方針のことで普通は使っているようなのですけれども、ここで書くと何か行政処分の徹底ということで、廃棄物処理で問題を起こすと厳しくというふうな言い方にもとれなくもなく、現段階で既にかなり行政処分等が適切に行われているのではないかとはいっていて、今度はそれ以上に厳しくするというよりは、ここに書くことかどうか分からないのですが、逆に、法律がかかなり細かなところまであって、それに追従できないような処理をされている事業者さんもたくさんあると思うのですが、そういうところに対する教育的な側面というか、指導ですね。そういうところがあってもいいのかなと思います。

要は、もう問題が起きたらすぐに捕まえようという態度ではなくて、逆に言うと、事前にこういう問題点でひっかかってという言い方は変かもしれませんが、不適切になってしまいますということを何か伝達するような手段があってもいいかと思いました。東京都の大きい団体ですので、そういうこともあっていいかと思っています。

○田中部会長 ありがとうございます。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 1つ前の佐藤委員から御発言のあったエコマテリアルの利用のところの、市民の話なのでも、現状で中小企業についての持続可能な調達の普及という項目が入っているのですけれども、それと並ぶような感じで、市民の場合だと多分エコマークが

っている商品を買うとかということが、これに相当する活動に、わかりやすい活動になってくるかと思いますので、内容としてはそういったものが入ってくることになるのではないかと思います。

○田中部会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 28ページなのですがすけれども、四角の中の一番上の黒ポツです。「違反行為及び欠格要件該当者」と書いてあるのですが、それが不適正処理につながっていくのかという問題が、私は疑問に思っております。

違反行為というのは、これは廃棄物処理法違反とか、多分そうだと思うのです。欠格要件というものは、道路交通法違反とか禁固刑になったとか、そういうことも全部入ってくるわけです。そういうものが不適正処理とは、これは余り関係しないのではないかと思います。

全産連のほうでも、来年の法律の見直しに、今の欠格要件は少しやり過ぎではないかということを提案しているわけです。ですから、このところは不適正処理とは、少し欠格要件とは違うような気がするのです。

ぜひこのところを、もう一回見直していただければと思います。

○田中部会長 鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 20ページのエコマテリアルのところで、先ほどエコマークというお話があったのですが、むしろエコマークよりも環境配慮設計あるいは環境配慮商品の消費者の積極的購買行動を促すみたいなことのほうが、もっと範囲が広がるのではないかと思います。そういった環境配慮設計の購買行動というキーワードを、必ずどこかに入れていただければと思います。

26ページのPCBのところなのですが、これは廃棄物になってしまうと、こういう処理の対象になるのですが、現在、使用中のものは実は対象になっていないのです。それで3つ目のところに、使用・保管の実態調査という掘り起しのことが書かれているので、多分在使われている物が、PCBが含有されているかどうかということを調査されるのだと思いますが、同時に使用中のものであれば対象にならないので、使用中のものであっても必ずこの処理期限までに処理を早急にしなければいけないので、なるべくわかった時点で使用をやめるとか、買いかえるとかということをうたっていただいたほうがいいのではないかと思います。

○安井部会長 1つ、関係して。済みません。

環境配慮設計ということが今、言われたのですがすけれども、これはなかなか難しくて、実を言うと私自身もグリーン購入法の委員会の委員長をやっているのですがすけれども、グリーン購入法というものは地方自治体ですら強制ではないので、それで、とにかく自主的にやっているとだけ言っているだけです。国の機関はみんな強制なのですがすけれども、その基準ということが結構いろいろ書かれているので、確かにあれを読んでいくと、それはいいけれども、そうでないとそもそも環境配慮設計とは何かということを市民にどうやって知らせるかというのは、めちゃくちゃ難しいです。どうすればいいのだろうと思ってしまうのです。

ただ、東京都の自治体はわからないけれども、やはり自治体でグリーン購入法をきちんとやっておられるところというのはかなり少ないのではないですか。余り積極的ではないと思いますので、自治体に関しては自主努力なのです。努力目標なのです。ですから、努

力目標をちゃんとやってくださいということを書くことはありかという気はします。

○田中部会長 江尻委員、お願いします。

○江尻委員 先ほど抜き取りの話をさせていただいたのですけれども、29ページの「5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展」という、最初の何行かありまして、その後ろから3行ぐらいのところ「また、廃棄物は都民生活や事業活動から休むことなく排出されることから、将来にわたって安定的かつ継続的に」という部分に「安全に」というようなことが書かれるとよいのかと思っております。

といいますのは、先ほどと同じことになりますけれども、市民が抜き取り業者にいまだにおどされているという状況がまだまだありますので、そんなに怖がることなく、安定したリサイクルを進めていくということが、都民の生活にとっても、それから、今後、海外の方がいらっしゃるであろうオリンピック・パラリンピックに関しても、安心して暮らせる東京都なのだとするところを、そんなところでも見せたいという思いがありまして、そんなふうにして書いていただけたらどうかと思いました。

先ほどのリユースのところなのですけれども、当てはまるかどうかというところもあるのですが、一つは粗大ごみです。家具などの粗大ごみのリユースと、古着、リサイクルショップと日本では言っていますがリユースショップですけれども、このあたりのところが環境省でも少し調査をやったようですけれども、何か進められればよいのかと思いました。

思っただけです。

○田中部会長 大体御意見をいただきましたでしょうか。

資料の後ろに参考のデータがございますけれども。

済みません。米谷委員、お願いします。

○米谷委員 まず、先ほど来話の出ているエコマテリアルにおける市民の話なのですけれども、今、話がされているのは、市民自体がエコマテリアルを使うという観点のみなのですけれども、また建設廃棄物の話に戻して大変恐縮なのですけれども、実は建設汚泥を改良したものがなぜ使われないかというと、発注者が使おうとしない。それはなぜかというと、発注者が近隣住民から反対されるという意識が非常に強いのです。そういう意味では、一般市民の方がそういう部分についてもちゃんと理解をしていただけるように持っていくということが非常に大事な部分かという面でも、一般市民の方はわかりがある。エコマテリアルの利用促進という部分についてわかりがあるということを、この場では認識はしていただきたいという意味での発言です。

そのためにはどうするかといえば、やはり東京都さんのほうで書かれているように、廃棄物から卒業させて再生利用を促す仕組みが肝なのだろうと思います。この仕組みがしっかりできれば、わざわざ近隣住民の方に説明する必要もなく、堂々と資源として使えるという状態になりますので、そちらを整理するということがいいので、特にここに書き込むといった話ではないのですけれども、状況としてはそういう面もありますということを御理解いただきたいということが1点です。

あとは有害廃棄物の関係で、26ページの部分です。こちらについても、これは検討の方向性・取り組みの部分かと思いますが、主体が今、お話がありましたように、PCB廃棄物に関しては完全に発注者といいますか、解体等をする場合であれば発注者サイドが主体になる話ですし、アスベストなどに関しましても、大気汚染防止法などでかなり発注

者という役割が前面に出たような形になってきておりますので、そういった発注者という存在についておわせるような形で書いていただければと思います。

最後、これはまた質問なのですが、同じく26ページの水銀のところで「水銀体温計や血圧計、蛍光灯などの水銀使用製品について、代替製品への転換や水銀含有廃棄物の回収及び適正処理を進めてきた」、都として進めてきたという文言が書かれているのですが、申しわけございません。私は余りこういう認識がなかったのですが、これまでどういふことをやられてきたのか、簡単に教えていただければと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 済みません。我々もできる範囲で取り組んできたというところには限られてしまうのですが、例えば水銀の血圧計が非常に水銀の含有量も多いということで、これは東京産業廃棄物協会を初め、関係の皆さんの御尽力をいただいて、医院から出るような小さなものの回収を促進する取り組みをやっております。

また、蛍光灯等についても、大きな事業所なり大きな解体工事では、普通は分けられているということが一般的かと思うのですが、なかなか中小の事業所あるいは一般廃棄物で市町村が集めている中でも、まだまだ蛍光灯の分別収集が進んでいない部分もありますので、市町村に対するサポートなども行ってきたということです。

代替製品ということになりますと、もちろん水銀、血圧計等について、これもいろいろ基準があつてややこしかったと思うのですが、もちろん電子血圧計のようなものもありますし、蛍光灯といえどももちろんLEDという形で、都も補助金なりの形で支援をしてきたというところでやっております。

済みません。雑駁なのですが、また細かいデータ等も含めて、別途御用意したいと思います。

○小林計画課長 水銀に関しましては、東京都の医師会さんと私どもと事業者の団体さんと協力して、もうことしで3回目ぐらいになると思うのですが、医師会として集めるということです。血圧計と体温計です。血圧計はデジタルでいい部分もありますので、ただ、水銀の血圧計というのは微妙なところをはかれるので、非常にデジタルではわからないような感覚というのですか、プロの方は、私は素人だからわからないのですが、そういった部分で必要最低限なものを残して、基本的にはきちんと処理をしていきたいと思います。ということで、医師会さんのほうで今、一生懸命やっていらっしゃるようです。

実績については忘れてしまいましたけれども、定期的にはきちんと都の全域でやっているということが現状です。

○米谷委員 我々に一番関係する部分でいうと、蛍光灯の部分になるのですが、これに関しては、当社という会社の立場で言ってしまうのですが、当社の場合は相当以前から解体工事等が出てくる物に関しては、もう完全に分別してということを相当徹底してきているつもりなのですが、なかなか建設業界全体としてという雰囲気、どうもいま一つ足りていないような感じを自分自身で感じておりましたので、東京都さんとしてそういった取り組みをされているなら、少し勉強不足だったかと思って御質問させていただきました。

○田中部会長 代替製品への転換を病院に働きかけて、水銀使用の血圧計ではなくてデジタルのものを使うようにという依頼もされているのですか。

○小林計画課長 都立の看護学校だと記憶しているのですが、デジタルにかえましよう

ということで、水銀の血圧計を廃棄した、転換しているということは、都の中の取り組みという話になると、過去にそんなことをやりました。

○田中部会長 使わないということが一番大事ですね。

質問ですけれども、33ページにいろいろなデータがございますけれども、33ページの下の方のデータというのは、全国のデータですね。東京都の話ではないですね。一般廃棄物の処分方法別推移というのは、2,400万トンという数字は何のことを言っているのですか。2013年です。全国でもないし、東京都のデータでもないのです。

○古澤資源循環推進専門課長 申しわけございません。これは一般廃棄物というよりも産業廃棄物も含めた数字で記載をしてございました。

済みません。こちらのミスでございます。

○田中部会長 一廃と産廃を含めた。

○古澤資源循環推進専門課長 合わせた量です。

○田中部会長 都内の発生廃棄物の処分状況ですね。

○古澤資源循環推進専門課長 失礼いたしました。ごめんなさい。産業廃棄物のみだそうです。済みません。36ページと同じです。

○田中部会長 33ページの下は一廃と書いてあるけれども、産業廃棄物のみ。数字がおかしいと思いました。

そうすると、34ページの図2は、これも産廃の東京都内の話ですか。

○古澤資源循環推進専門課長 そうです。この数字が都内で排出された産業廃棄物でございます。

○田中部会長 そうということで、全国の数字と、東京都の数字と、わかりやすく書いて。その図や表に入れておいたらいいですね。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 通し番号の26ページの一番下のところなのですが、一般廃棄物の処理施設で処理が困難な廃棄物は、本当に重要なことで、私もときどき相談を受けるのですが、例えば家庭から出てくる灯油とか、どうしたらいいのだろうみたいな話とか、使っていない農薬があるとか、結構こういうものは受け取れませんと言っている市町村が多いのです。受け取れないものはどうするのですかと言うと、産廃業者を紹介しますみたいなことを言うのですが、産廃業者は一廃を受け取りませんとなるので、これはイタチごっこで、確かに、それは本来公益認定が救うはずなのですが、公益認定は自主的取り組みですから、そういうことで、家庭にある処理困難物は結構多いのです。車のバッテリーなんかもそうです。自分でスペアタイヤを持っているとか、いろいろな方がいらして、そういう市町村が引き取らない、あるいは、出し方がわからないものについて、これを救済する方法を何か考えないと、いつまでもこういう状況が続くと思いますので、本当はこれの洗い出しをしていただきたいと思います。

○小林計画課長 先生のイメージとして、我々も確かに悩んでいる部分なのですが、この計画に入れ込む部分として、例えばこんな品目で困っているとか、取っかかりとして、そのぐらいのお考えなのですか。

○佐藤委員 後で調べてみます。自治体でこれは受け取れませんという品目がずらっと、どこの自治体でも載っていますので、少し考えてみます。

○小林計画課長 私どもも当然調べます。

○佐藤委員 調べてみます。

○田中部会長 廃棄物110番とかいうものがあったり、何でも相談できて対応を。

○佐藤委員 一番いいのは、そういう人に、ここに出せばいいですよというところに一廃の許可をあげるのです。一廃は市町村なので、なかなか新規参入を認めないとかということもあるのですけれども、一つの方法は、こういう難しいものについては各自治体で1社必ず許可業者を出すという方針をつくる。これが一番適法なやり方なのです。

2番目は、それは産廃業者でもいいわけです。産廃業者に一廃の許可を、この品目を与えるというふうにすれば、処理困難にならないわけです。

ですから、産廃業者でそれが扱える人に一廃の許可をあげればいいということなのですが、今度は収集運搬が困るのです。それは何か考えると、産廃業者は1つでは取りに行かないとか、そういう問題もあるので、少し工夫が必要だと思います。

あと、販売店で引き取るということが一番簡単な方法です。例えば農薬なんかは農薬の販売店で一時預かりしてもらって、注射器と同じ考え方ですね。そこで産廃のルートに回すということが、一番市民としては持って行きやすいという感じです。

○田中部会長 それが一番原則でしょうね。

○佐藤委員 わかりやすいと思いますけれども、それは国のルールになかなか乗っていないという感じがします。私はそれでいいと思うのです。

○田中部会長 消火器とか、あるいはスプリング入りベッドとか、ああいうものも販売店ですね。

いろいろ御意見をいただきましたが、きょうはこんなところでいいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、時間がきましたので、本日の議論を踏まえて事務局のほうで、第4章の具体的な施策も含めて、次回の合同部会まで、中間まとめの原案を整理していただきたいと思います。

最後に事務局から連絡事項などがありましたら、お願いします。

○小林計画課長 本日は長時間にわたりまして、御議論ありがとうございます。

最後に、今後の予定について御連絡をさせていただきます。(委員のみ配付資料)の「今後の廃棄物審議会・各部会開催スケジュール(案)」と書かれた資料をごらんいただきたいと思います。

11月の廃棄物審議会総会までに、あと1回、本日と同様に合同部会での御議論をお願いしたいと考えてございます。

次回は再度、中間のまとめ案につきまして、11月4日(水)でございます。午前10時から開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

正式な通知は別途、各委員に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○田中部会長 ありがとうございました。

ほかに意見はないでしょうか。

私はきょうの感じでは、使っている言葉が市民にとってわかりやすい言葉で、余り横文字で聞いたこともないような言葉が出てくると、少し煙に巻かれるような感じを与えるのでよくないなと思いました。

それから、中身がいろいろ目的があると思うのですけれども、廃棄物を処理する一般自治体の担当者から、産業廃棄物を処理する処理業者に対するメッセージとして送っているというものと、広く一般に消費者市民に啓蒙というか、環境教育とか、そういうことを狙いにかけているものもあるので、それは目的が違うので、かなり支援効率を高めるという部分は後者かと思います。

私自身はもう少し、廃棄物の適正処理の原点に戻らねばならないというところを、きちんと書く必要があると思います。物を大切にする、資源を大切にするというメッセージを伝えて、みずから考えて、いろいろなところで行動するという形が大事ですので、3Rの推進ということは義務ではないです。義務ではないけれども、いいことだと思うのでやったらどうですかというメッセージで、それに賛同するというような情報を提供するということです。

前半の適正な処理です。不適正な処理をしないということは、やってはならない義務ですので、そういうことをきちんと、メッセージが伝わるような整理をしていただきたいと思います。

それでは、ほかになれば第3回の「廃棄物部会」及び第3回の「資源循環部会」の合同部会を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。